

一般廃棄物等処理業務 仕様書

第 1 章 総 則

第 1 節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構利根川下流総合管理所霞ヶ浦用水管理所が施行する「一般廃棄物等処理業務」に適用する。

第 2 節 目的

本業務は、かすみがうら市指定のゴミ収集日に合わせて霞ヶ浦用水管理所から排出されるゴミの収集、運搬、処理を行うものである。

第 3 節 収集場所

茨城県かすみがうら市牛渡 359 霞ヶ浦用水管理所

第 4 節 業務内容

次の廃棄物を収集し、かすみがうら市指定の場所へ運搬し処理する。

可燃物 : 一般可燃物、段ボール、新聞等

不燃物 : 一般不燃物、蛍光灯等

粗大ゴミ : 長さ 1.5m 未満、重さ 20kg 未満の物に限る (1 点ごとにつき)

第 5 節 業務期間

令和 7 年 6 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

第 6 節 その他

本特記仕様書に定めのない事項について、疑義等が生じた場合は、発注者受注者協議して定めるものとする。

以 上